

## 愛媛県青少年保護条例関係業者取扱指導要領

(昭和 43 年 4 月 1 日制定)

第 1 知事が指定した興行を行う興行場及び深夜における興行者等の営業の場所における取扱いの要領は次による。

### 1 入場券販売にあたっての取扱い

- (1) 明らかに容姿、服装、態度等から 18 歳未満であると認められた者については、発売を拒否すること。
- (2) 18 歳未満であることが外見上明らかでないときは、その年齢若しくは生年月日を質問し、その答弁が 18 歳未満であるときは発売を拒否すること。

### 2 入場口において入場しようとする者に対する取扱い

- (1) たとえ、入場券又は優待券、招待券などを持っていても、明らかに容姿、服装、態度等から 18 歳未満であると認められる者については、入場を拒否すること。
- (2) 18 歳未満であると認める者であるにもかかわらず、強いて入場しようとする者に対しては、条例で入場することができない旨を説明し、納得させるように努めること。
- (3) (2)の手段をつくしたにもかかわらず、事業主又はその使用人の意に反して入場した青少年があるときは、事業主は直ちに警察署に連絡すること。

### 3 興行場における興行内容の取扱い

- (1) 知事の指定する興行とそれ以外のものとのだき合わせ興行は、できうる限りさけることが望ましいこと。
- (2) 知事の指定する興行とそれ以外のものとのだき合わせ興行を行う場合は、指定されていないものについても指定興行と同様の取扱いを行うこと。
- (3) 学校関係の推薦映画等の興行を行っているときは、知事の指定する興行の予定（上映）をしないこと。

第 2 有害図書類等の販売若しくは貸付けを業とする営業又は有害図書類等を見せ、読ませ、若しくは聞かせることを業とする営業の場所における取扱いの要領は、次による。

1 有害図書類等を、青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせないこと。

2 有害図書類等を、愛媛県青少年保護条例施行規則第 4 条で定める方法により、他の図書類等と区分し、青少年の目に触れないような場所又は営業の場所の屋内の容易に監視することができる場所に陳列すること。

3 有害図書類等の陳列の場所に、青少年に販売し、若しくは貸付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせることができない旨の表示をすること。

4 青少年であるかどうかの年齢の確認方法と取扱いについては、前記第 1 に準ずるものとする。